

就学に向けた 特別支援教育に関する保護者への説明資料

中学校・特別支援学校中学部入学に向けて
(手続き)



佐賀市教育委員会学校教育課

中学校特別支援学級
通級指導教室(まなび) } 手続き
特別支援学校中学部

- ・ 就学までのながれ(別紙資料3)
- ・ 佐賀市教育支援委員会での意見書発行
- ・ 特別支援学校転入学相談

中学校・特別支援学校への就学に向けた手続き

学校での様子

検査結果や診断書

佐賀市教育支援委員会

お子さんの教育ニーズに応じた指導・支援が
最も提供される就学先を総合的に判断される

意見書

(特別支援学級(障がい種)での指導が適当と判断する)

※中学校の特別支援学級への入級には、**佐賀市
教育支援委員会の審議に基づく意見書が必要**

「中学校・特別支援学校への就学に向けた
手続き」について説明します。
「就学までのながれ」も合わせてご覧ください。

左記の入級、転入学については、「佐賀市
教育支援委員会」にかけることが必要です。
そこで意見書が発行されると就学が可能と
なります。

また意見書が出されても、就学先の最終
判断は保護者が決定することになります。

佐賀市教育支援委員会の委員は、医師、
大学の先生、特別支援教育に携わる専門の
先生たちで構成されています。

佐賀市教育支援委員会では、一人一人の
生徒について、学校での状況を検査結果、診
断書等をもとに、委員が慎重に審議、判断し
生徒の教育ニーズに応じた指導・支援が最
も受けられる就学先を総合的に判断します。
そして、生徒の状況に応じた最も適当だと考
えられる就学先(学びの場)を意見書という
形で示されます。

例えば特別支援学級へ入級するには「特
別支援学級(障がい種)での指導が適当と
判断する。」という意見書が必要です。特別支
援学級の障がい種についても佐賀市教育支
援委員会で判断した障がい種が意見書に示
されます。

特別支援学級・通級指導教室利用につい
ての審議は、第5回教育支援委員会【12月3
日(木)】で終了しますので、9月いっぱいを目
途に、特別支援学級への就学の意向を決
定し、佐賀市教育支援委員会の審議に必要
な報告書や診断書を準備していただくよう
お願いします。

県立特別支援学校への就学についての審
議は、第4回教育支援委員会【11月5日
(木)】で終了しますので、8月いっぱいを目
途に、特別支援学校への就学の意向を決
定し、佐賀市教育支援委員会の審議に必要
な報告書や診断書を準備していただくよう
お願いします。また、県立特別支援学校就学
については「転入学相談」を受ける必要があ
ります。

佐賀市教育支援委員会の審議に必要な検査報告書や診断書

添付資料	特別支援学校・特別支援学級						通級指導教室	
	視覚	聴覚	知的	自閉症・ 情緒学級	病弱	肢体不自由	ことば	まなび
知能検査結果・報告書 (田中ビネー・WISC等)			○	○			○	○
検査結果・報告書 (視力・聴力・ことば等)	○	○					○	
診断書				○	○	○		○ <small>チェックシート</small>

検査報告書や診断書の発行に時間がかかる場合がありますので、計画的に早めの準備をお願いします

相談機関一覧【別紙資料4】

佐賀市教育支援委員会での審議には、生徒の状況が分かる検査結果や診断書等が必要です。

左の表に示していますそれぞれの障害種に応じた診断書や検査結果報告書が必要です。

知能検査報告書につきましては、児童の最新の状況を知るため、審議時の学年を含め3年以内に実施したものをお願いしています。準備する書類によっては、時間がかかるものもあります。計画的に早めに準備をお願いします。

「まなびの通級指導教室」利用の審議には、知能検査報告書と診断書(または学校で実施したチェックシート)が必要になります。「ことばの通級指導教室」は中学校には設置されていません

相談機関の一覧は【別紙資料3】に掲載していますので、参考にしてください。

特別支援学校中学部への就学に向けた手続き

県立特別支援学校転入学相談【8月下旬～10月】

■期 日

- ・8月下旬～10月 (各県立特別支援学校が設定する日)

■場 所

- ・各県立特別支援学校

■参加者

- ・児童本人、保護者、学校の先生

■注意事項

- ・県立特別支援学校への就学を希望される場合は、必ず転入学相談を受けることが必要

■申込み

- ・県立特別支援学校の転入学相談については、学校教育課から小中学校へ連絡
- ・転入学相談の申込みは、在籍小学校を通じて学校教育課へ申込み

県立特別支援学校への入学には、「佐賀市教育支援委員会の審議による意見書発行」に加えて、「県立特別支援学校転入学相談」を受けることが必要です。

「県立特別支援学校転入学相談」を受けたら必ず特別支援学校へ入学しないといけないということはないですが、特別支援学校へ入学するには、必ず転入学相談を受けておくことが必要です。

「県立特別支援学校転入学相談」は、各特別支援学校が設定する日に、実施されま。転入学相談の期日については、学校を通じてお知らせします。

「県立特別支援学校転入学相談」の参加については、所属小学校へ申し込んでください。